

富士見町行財政改革推進審議会設置条例

(設置)

第1条 富士見町における行財政改革の適正な推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、町長の附属機関として、富士見町行財政改革推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、富士見町長(以下「町長」という。)の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する基本方針及び重要事項について調査審議し、答申するものとする。

2 行財政改革の推進に関する進捗状況について調査審議し、町長に必要な助言等を行う。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 町長が必要と認めた団体等の代表者
- (4) 公募により選考された住民
- (5) その他町長が必要と認めた者

2 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(富士見町行政改革推進委員会設置条例の廃止)

2 富士見町行政改革推進委員会設置条例(昭和60年6月19日富士見町条例第10号)は、廃止する。

(会議の招集に係る特例)

3 この条例の施行後最初に行われる会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。